

彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 県は、秩父地域などの多彩な観光資源を広く首都圏に紹介宣伝するとともに、観光客の受入体制の整備を推進するために必要な諸事業に対し助成することにより、本県の観光事業の振興に資するため、「彩の国秩父地域観光協議会」（以下「協議会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は協議会が行う次の各号に掲げる事業とする。

- （1）秩父地域を中心とする観光資源の紹介宣伝事業
- （2）観光客の受入体制の整備推進事業
- （3）その他協議会の目的達成に必要な事業で知事が特に認めたもの

（補助対象経費等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とし、当該経費に対する補助額は、知事が別に定める。

（交付申請書の様式等）

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定める。

2 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助事業の内容の変更等）

第6条 協議会は補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、様式第3号の（内容・経費の配分）変更申請書を知事に提出して、

その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第 7 条 協議会の会長は、知事の要求があったときには、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第 8 条 規則第 13 条の実績報告書の様式は、様式第 4 号のとおりとし、事業完了（又は廃止）後又は年度終了後 40 日以内に提出するものとする。

（補助金の確定通知）

第 9 条 規則第 14 条の補助金の額の確定通知は、様式第 5 号により行う

（補助金の請求）

第 10 条 協議会の会長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 6 号の請求書を知事に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第 11 条 協議会の会長は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保存しなければならない。

（秩父地域振興センター所長への委任）

第 12 条 この要綱で、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、知事から所長に権限が委任される場合においては、当該事項に係る条項中「知事」とあるのは「秩父地域振興センター所長」と、様式中「埼玉県知事」とあるのは「埼玉県秩父地域振興センター所長」とする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から適用する。

様式第 1 号

平成 年度彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県知事 様

住 所
名 称
代表者

下記により、平成 年度彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

- | | | |
|---|-------------|--------------------------|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 円 |
| 2 | 補助事業の目的及び内容 | 別紙事業計画書のとおり |
| 3 | 補助事業の期間 | 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで |

別紙

平成 年度彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金事業計画書

1 事業計画 (単位：円)

事業名	事業の内容	金額	備考

2 収支予算

収 入		支 出	
〇〇年度補助金	円	〇〇事業 (内訳)	円
〇〇年度会費	円	〇〇事業 (内訳)	
雑収入	円		
計	円	計	円

3 その他参考となる事項

添付書類

事業の内容の細目及び経費の積算根拠を明らかにした書類

様式第 2 号

平成 年度彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付方法 概算払い
- 3 交付条件
 - (1) 補助金の交付対象となる事業は、運営費補助とし、申請書記載の事業とする。
 - (2) 申請書の事業の中止、又は、変更のある場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) この補助金を目的外に支出したときは、補助金の一部又は全額の返還を命じることがある。

様式第 3 号

平成 年度彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金に係る
補助事業の（内容・経費の配分）変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県知事 様

所在地
申請者 名 称 印
代表者名

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知
を受けた補助事業の（内容・経費の配分）を下記のとおり変更すること
について承認を受けたいので、彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金要綱
第 6 条の規定により、申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の内容 別紙のとおり

様式第 4 号

平成 年度彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金実績報告書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県知事 様

住 所
名 称
代表者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
平成 年度彩甲斐地域観光キャンペーン事業が完了したので、補助金の交
付手続等に関する規則第 1 3 条の規定により、関係書類を添えて下記のと
おり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金事業の成果 別紙事業実績書のとおり
- 3 補助事業の実績期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 4 補助事業に要した経費の精算に関する事項
別紙事業実績書のとおり

様式第 5 号

平成 年度彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金確定通知書

商 振 第 号
平成 年 月 日

様

埼玉県知事

平成 年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書により審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 4 条の規程により通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第 6 号

平成 年度彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金概算払請求書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県知事 様

住 所
名 称
代表者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成
年度彩甲斐地域観光キャンペーン事業補助金について、下記のとおり概
算払いによって交付されたく請求します

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 概算払受領済額 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 円 |
| 4 | 残 額 | 円 |

振込先
債権者コード